

豊中市告示第 2 2 5 号

建築基準法第 7 条の 3 の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定に基づき、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定により公示します。

なお、平成 1 9 年豊中市告示第 2 3 1 号（建築基準法第 7 条の 3 の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定について）は、平成 2 2 年 9 月 3 0 日限り廃止します。

平成 2 2 年 8 月 2 0 日

豊中市長 浅利 敬 一 郎

1 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 構造

工事種別が新築であり、次のアからウまでのいずれかに該当する構造

ア 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「令」という。）第 3 章に規定する構造

イ 国土交通大臣が法第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定によるものと同等以上の効力があると認める構造

ウ ア及びイに掲げる構造が混合した構造

(2) 用途及び規模

次の表に掲げる用途及び規模のもの

	用 途	規 模
1	一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿	延べ面積が 5 0 平方メートルを超えるもの
2	上記以外の建築物	地階を除く階数が 3 以上のもの又は延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超えるもの

2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

	建築物の構造	基礎工事に関する工程		建方・屋根工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	基礎（杭基礎を除く。）の配筋工事	基礎のコンクリート打設工事	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造			建方工事	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造			屋根の配筋の工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、屋根版の取付け工事）	屋根のコンクリート打設工事（コンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、壁の外装工事又は内装工事）
4	その他の構造			屋根工事	壁の外装工事又は内装工事
備考					
<p>(1) 法第6条第1項第1号のみに該当する建築物、同項第4号に該当する建築物、法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる同項に規定する型式部材等を用いた建築物に該当するものは、基礎工事に関する工程を指定しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の構造が混合したものにあっては、基礎工事に関する工程は最下階の構造を建築物の構造とし、建方・屋根工事に関する工程は最上階の構造を建築物の構造とする。</p>					

3 その他特定行政庁が必要と認める事項

- (1) この告示は、平成22年10月1日以後に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物並びに法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をする建築物について適用し、同日前に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物並びに法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をする建築物については、なお従前の例による。
- (2) 1で規定する建築物のうち、法第85条の適用を受ける建築物は、この告示の規定は、適用しない。